

審査ニュース 257号

請求レセプトの再審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、保険者からの申し出による再審査でよく見かける自家製剤加算の算定、ゾピラックス錠とアラセナ-A軟膏の併算定の請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】自家製剤加算（内服薬：錠剤等）の算定について

【事例2】同一有効成分の散剤等が薬価収載されている場合の自家製剤加算の算定について

【事例3】ゾピラックス錠とアラセナ-A軟膏の併算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

事例1 (査定事例) 自家製剤加算 (内服薬：錠剤等) の算定について

〈処方〉

〔 エソゾピクロン錠 1mg 「サワイ」 1錠
1日1回 就寝前 28日分 〕

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	10・1	10・1	エソゾピクロン錠 1mg 「サワイ」 【内服】 1日1回 就寝前 28日分	1錠	1	28	24 50	28	自80
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義?】
Q、自家製剤加算を算定していますが、摘要欄に調剤上の特殊な技術工夫等の加算理由の記載がありません。自家製剤加算の算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	10・1	10・1	エソゾピクロン錠 1mg 「サワイ」 【内服】 1日1回 就寝前 28日分	1錠	1	28	24 50	28	自80 0
摘要										

調剤報酬明細書の記載要領において、自家製剤加算を算定した場合であって処方欄の記載内容からは加算理由が不明のときは、算定理由が明確となるように摘要欄へコメントを記載することとされています。このケースでは、エソゾピクロン錠の1回服用量は整数錠であり、摘要欄にコメントの記載もありません。自家製剤加算の算定理由が不明であり、再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であるため、査定処理となりました。

<令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p51~52、p845、令和6年版 保険調剤Q&A p78~80 参照>

保医発 0327第5号 令和6年3月27日 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について P174 別表I 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧より

項番	区分	調剤行為 名称等	記載事項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
3	01	自家製 剤加算	(自家製剤加算を算定した場合であって「処方」欄の記載内容からは加算理由が不明のとき) 算定理由が明確となるように記載すること。	830100438	算定理由 (自家製剤加算);*****
			(医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合) 調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名を記載すること。	830100908	調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名 (自家製剤加算);*****
			(医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合) 調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。	820101255	調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情 (自家製剤加算); 医薬品の供給上の問題
				830100909	調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情 (自家製剤加算); その他;*****

審査ニュース

事例2 (査定事例) 同一有効成分の散剤等が薬価収載されている場合の自家製剤加算の算定について

〈処方〉

サワシリン錠250 3錠
1日3回 毎食後 7日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	10・1	10・1	サワシリン錠250 3錠 【内服】1日3回 毎食後 7日分	5	7	24 4	35	自 40
摘要	算定理由 (自家製剤加算) ; 服用困難のため、医師の指示により粉砕								

審査委員会での【請求に対する疑義?】
Q、サワシリン錠の粉砕で自家製剤加算を算定していますが、アモキシシリン細粒が薬価収載されています。算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	10・1	10・1	サワシリン錠250 3錠 【内服】1日3回 毎食後 7日分	5	7	24 4	35	自 40 0
摘要	算定理由 (自家製剤加算) ; 服用困難のため、医師の指示により粉砕								

自家製剤加算は、薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、以下の①②の場合を除き算定できます。

① 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合
② 液剤を調剤する場合であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の承認事項において用時溶解して使用することとされている医薬品を交付時に溶解した場合

また、令和6年度の調剤報酬改定において、嚥下困難者用製剤加算が廃止され、薬剤を飲みやすくするための調剤上の工夫に対しては、自家製剤加算で評価されることとなりました。

このケースでは、摘要欄に算定理由として「服用困難のため、医師の指示により粉砕」と記載がありますが、アモキシシリンの製剤としては、散剤が薬価収載されているため、自家製剤加算は査定処理となりました。

なお、アモキシシリンを有効成分とする細粒が供給上の問題で入手困難な場合には、摘要欄に必要なコメントを記載することにより自家製剤加算を算定することができます。

＜令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p51参照＞

供給上の問題で自家製剤加算を算定する場合の請求例

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	10・1	10・1	サワシリン錠250 3錠 【内服】1日3回 毎食後 7日分	5	7	24 4	35	自 40
摘要	算定理由 (自家製剤加算) ; 服用困難のため、医師の指示により粉砕 調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名 (自家製剤加算) ; サワシリン細粒10% 調剤に必要な数量が確保できなかったやむを得ない事情 (自家製剤加算) ; 医薬品の供給上の問題								

事例3 (原審事例) ゾピラックス錠とアラセナ-A軟膏の併算定について

〈処方〉

ゾピラックス錠200 5錠
 1日5回 朝昼夕食後・15時・寝る前 7日分
 アラセナ-A軟膏3% 2g
 1日4回 口唇に塗布

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	9・1	9・1	ゾピラックス錠200 5錠 【内服】1日5回 朝昼夕食後・15時・寝る前 7日分	10	7	24 4	70	
1	1	9・1	9・1	アラセナ-A軟膏3% 2g 【外用】1日4回 口唇に塗布	29	1	10 0	29	
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 Q、ゾピラックス錠とアラセナ-A軟膏は同一目的の医薬品です。併算定はいかがでしょうか?





〈審査結果〉原審

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	9・1	9・1	ゾピラックス錠200 5錠 【内服】1日5回 朝昼夕食後・15時・寝る前 7日分	10	7	24 4	70	
1	1	9・1	9・1	アラセナ-A軟膏3% 2g 【外用】1日4回 口唇に塗布	29	1	10 0	29	
摘要									

抗ウイルス薬の内服薬と外用薬の併用投与についての疑義です。単純疱疹に対する抗ウイルス薬の治療は、内服薬による全身投与が基本ですが、軽症例には外用薬、重症例には注射薬を投与します。重症度や治療効果に応じて、内服薬、外用薬、注射薬を組み合わせた併用投与を実施する場合があります。

一方で、帯状疱疹に対する抗ウイルス薬の治療は、早期に全身投与を開始する必要があり、軽症や中等症例には内服薬を投与し、免疫低下例や重症例には注射薬を投与しますが、重症度や治療効果に応じて、内服薬、外用薬、注射薬を組み合わせた併用投与を実施する場合があります。

このケースでは、単純疱疹でゾピラックス錠とアラセナ-A軟膏が併用されています。いずれも同一目的の薬剤であり、かつて併算定を認めていない時期もありましたが、現在では薬理作用の違いや安全性の点においても併用は認められています。したがって、原審処理となりました。なお、バルトレックス錠とアラセナ-A軟膏においても同様です。